

政令第 号

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条、第二十七条第一項及び第三十一条第三項並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建設業法施行令の一部改正）

第一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第五条第三項中「次の書類等」を「当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等」に改め、同項各号及び同条第四項を削る。

第二十七条の九の見出しを「（合格の取消し等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、不正の手段によつて技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。

第二十七条の九第二項中「合格を」を「前項の規定により合格の決定を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとすることができる。

第二十八条中「、一年以上建設に関する行政の経験を有する者で」を削る。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第二条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項の表公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。)、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十条第一項の項中「第十四条、第十五条第一項」を「第十三条、第十六条、第十七条第一項」に、「第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十条第一項」を「第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に行われた技術検定を不正の方法によって受けた者については、第一条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の項を削る。

理由

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県知事の設ける閲覧所における国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等の写しの閲覧を廃止する等関係政令の規定について所要の整備等を行う必要があるからである。